

赤穂市地域公共交通会議第2回分科会 議事概要

日 時	平成25年3月12日(火) 14:00~14:30		
場 所	赤穂市役所 6階 第2委員会室		
出席者	委員5名 木村委員長、清山副委員長、有吉委員、柴原委員、村上委員 委員外出席者 赤穂タクシー(株)富田(西川委員代理) ※ 委員長、副委員長を除き50音順、敬称略 委員外説明員 大前(株)ウエスト神姫赤穂営業所長 事務局7名 東南企画広報課長、平野企画政策係長、宮本主査、安部地域活性化推進担当参事、永石観光担当課長、岸本観光係長、田渕事務員		
次 第	調査・審議事項 i) ゆらのすけに関する要望等について ii) ゆらのすけの増便計画(案)について iii) ゆらのすけ運行基準について		
公開・非公開	公開	傍 聴 者	2名
会議資料	ゆらのすけの増便計画(案)にかかる追加資料(別添)		
審議結果等	<p>第1回分科会での提案事項について、事務局からの一部修正案を踏まえて再度確認を行い、全事項が原案のとおり承認された。主な意見は次のとおり。</p> <p>i) ゆらのすけに関する要望等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千鳥地区、大泊地区(坂越)、尾崎・御崎地区については、公共交通がウエスト神姫だけであるため、利便性の向上、路線の維持に努めてほしい。(事務局) 今後もウエスト神姫と事務局が連携を図り利便性の向上に努めていく。 ・公共交通の1つの選択肢として、タクシーの活用について、今後具体的に検討していくこと。 <p>ii) ゆらのすけの増便計画(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「塩屋北」という名称で提案されているバス停について、より地元になじみのある名前とすること、及び「北集会所前」との混同を避けるという観点から、「高山」に変更してほしい。(事務局) 委員の了承が得られたので、そのように修正する。 <p>iii) ゆらのすけ運行基準について</p> <p>(特になし)</p> <p>提案内容: 基準を下回った場合、基準を下回るルートの見直しまたはデマンド型を <u>検討する</u> → <u>導入する</u>。</p> <p>以上のとおり意見を付記し、第1回の議事概要とともに今後開催予定の地域公共交通会議へ委員長より報告することを確認した。</p>		